

介護ロボットの導入を検討しておられる事業者の皆様へ

富山県介護ロボット導入促進事業のご案内

富山県では、介護ロボットの導入により、介護従事者の業務負担の軽減及び業務効率化に取り組む介護サービス事業者を支援することを目的として、県内の介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の経費の一部補助を行います。

この機会にぜひご活用ください！

1. 事業の概要

補 助 要 件	対象者	富山県内において介護保険サービスを提供する指定事業者又は施設開設者 ※ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ のいずれかを取得していること ※ 科学的介護情報システム「LIFE」 の情報収集に協力すること。	
	対象機器	日常生活支援における、 ① 移乗介助 ② 移動支援 ③ 排泄支援 ④ 見守り・コミュニケーション ⑤ 入浴支援 ⑥ 介護業務支援 のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある機器	
	対象経費	(1) 介護ロボットの購入、リース等に係る経費（運搬費、初期設定費等を含む） (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi 整備費、インカム導入経費又は情報連携のネットワーク構築経費）	
	補助率	3 / 4	・ 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組みを行うことを予定していること
		1 / 2	・ 上記以外の事業所
	補助上限	(1) 介護ロボットの購入、リース等に係る経費 ・ 移乗支援又は入浴支援 ⇒ 1 機器につき 100 万円 ・ 上記以外 ⇒ 1 機器につき 30 万円 (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費 ⇒ 1 事業所につき 100 万円 ※ 1 法人あたりの補助総額上限：200 万円	
	留意事項等	・ 申請状況により、 台数等を調整させていただく場合があります。 ・ 導入後の状況等に関する調査・視察等にご協力いただく場合があります。	



2. 応募の方法

(1) 次の書類を当課まで電子メールにて提出してください。

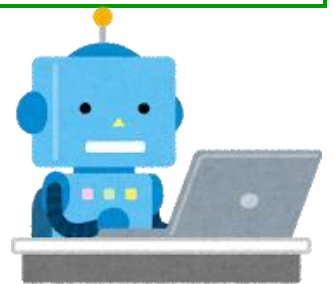
※容量が大きい等、郵送の方がご都合のよい場合は郵送でも差し支えありません。

提出資料

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助金所要額調書（様式第1-2号）
- ③ 介護ロボット導入計画書（様式第1-3号）
- ④ 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- ⑤ 導入する機器のカタログ等
- ⑥ 見積書の写し
- ⑦ その他参考となる書類

※申請様式は下記ウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/koureisha/robot.html>



(2) 申込期限

令和5年9月14日（木）※必着

(3) ウェブサイトに補助金交付要綱等を掲載しております。

必ずご一読のうえご応募ください。

☆どのような機器があるか等については下記のウェブサイトをご参照ください。

【参考】

- ・介護ロボットポータルサイト

<http://robotcare.jp/>

- ・経済産業省「ロボット機器開発・導入促進事業」で採択されたロボット一覧

<http://robotcare.jp/jp/development/index.php>

- ・公益財団法人テクノエイド協会「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」

（「介護ロボット導入活用事例集」ほか）

<http://www.techno-aids.or.jp/robot/>

- ・厚生労働省「介護分野における生産性向上について」

（「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」ほか）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>

【書類提出・お問合せ先】

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7

富山県厚生部高齢福祉課 介護保険係

TEL：076-444-3272

FAX：076-444-3492

MAIL: akoreifukushi@pref.toyama.lg.jp